



いそろ
遺贈
とは



遺言によって、亡くなった後のあなたの財産の一部又は全部を特定の人や団体に贈与し、あなたの想いを実現することが遺贈です。
また、故人の遺志を汲んで相続された方が相続財産からその一部又は全部を寄付する場合があります。
遺贈と聞くと、とても大きい金額を想像する方もいらっしゃると思いますが、金額の多寡は関係ありません。

遺贈（遺言による寄附）をお考えの方へ

遺贈によっていただいたお金を有効に活用して、地域福祉活動やボランティア活動の支援などを行うことで、遺贈者は地域貢献や社会貢献を実現できます。

※ 不動産での遺贈寄附は受付しておりません。

あなたの遺志を活かすために

市川市社会福祉協議会では、下記の3分類で遺贈を受付しています。

① 福祉活動全般



- お互いさまのまちづくり
- てるぼサロンや地域福祉活動推進
- 福祉教育
- ボランティアセンターの運営



② 高齢・障がいの方へ



- 貸出用車椅子の購入整備
- 判断能力が不十分な方への相談援助



③ 災害時支援



- 災害ボランティア活動支援
- 災害ボランティアセンター準備資金
- 災害支援資機材の購入



遺言書の作成・専門家への相談をお勧めします

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言があります。例えば公正役場で公正証書遺言を作成しておく、本人がお亡くなりになった後に、遺言執行者が「市川市社会福祉協議会に遺産を役立てたい」というご遺志を尊重して、遺言どおり確実に遺産を分けていただけます。なお認知症等で、判断する能力が失われてからでは有効な遺言書を作成することはできません。遺言書を作成前に、公正役場や、法律・税務の専門家によく相談しましょう。

遺贈による相続税は？

社会福祉法人への遺贈に相続税がかかりません。相続特別措置法（第70条）の規定に基づき、確定申告により相続税が非課税となる優遇措置があります。

ご遺族が相続された財産を相続税の申告期限内に市川市社会福祉協議会に「相続寄付」した場合も、ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません。

**まずは
市川市社会福祉協議会へご相談ください。**

047(320)4001

このような事業に役立ててみませんか？